

( 整理番号 2105 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 2 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 3 年 7 月 28 日 14 時 00 分 ~ 15 時 00 分 長野労働局 2 F 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 運営問題小委員会委員長報告について 2 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について 3 関係労使からの意見の聴取について 4 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 伝達 ) 5 その他		
議 事 録			
<p>浜賃金室長</p> <p>それでは、定刻前ではございますけれども、全員おそろいになりましたので、ただいまより、令和 3 年度第 2 回長野地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>初めに、定足数の確認でございます。本日の出席委員は、委員 15 名全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、3 分の 2 以上の出席がございますので、本審議会は有効に成立していることを御報告させていただきます。</p> <p>それでは、審議に先立ちまして、小野寺労働局長から御挨拶を申し上げます。</p> <p>小野寺局長</p> <p>小野寺でございます。お疲れさまでございます。委員の皆様におかれましては、大変御多忙中、そしてお暑い中、当審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、最初にお詫びを申し上げなければなりません。既に報道等で御承知のことだとは思いますが、7 月 7 日に開催された中央最低賃金審議会、これの第</p>			

2回目安に関する小委員会におきまして、既に提出済みの資料に誤りが判明したため、訂正の上、差し替えが行われたというところでございます。

今回の誤りが判明した資料は、賃金改定状況調査結果の第4表であります。今年度のみならず、昨年度の数値も訂正となったところです。幸いと言ったら語弊があるのかもしれませんが、今年度分は、目安審議前の訂正となったところでございます。けれども、今申し上げましたように、今年度と昨年度分が違っていたところがございます。

したがいまして、既に決定を見た去年の審議状況に影響はないのかということになるわけでございますが、今さら申すまでもないのですが、この数値をもって単純スライドさせて最低賃金の目安を決めているのではなく、あくまでも様々なデータや要素を、いわゆる総合的に勘案して公労使で決定されたものであるということで、結果には影響がないということが確認されたところであると聞いております。

ただ、そうは言っても、いろいろ御議論いただく基礎資料、これが誤っていたということは、地方の労働局の我々も真摯に受け止めて、運営するに当たって対応しなければ、各委員の皆様大変御無礼な対応ということになってしまいます。結果として、去年の結果に影響がないということの確認はされたということではありますけれども、間違いは間違いとして、大変僭越ではあるのですけれども、当県地方最低賃金審議会の各委員の皆様に対しましても、改めてお詫びをする次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

そういった意味で、その基礎資料は、議論をいただくための信頼性の観点からも、正確を期すということは繰り返しになりますが、我々事務局といたしまして、中央、地方関係なく、当然の責務でございます。中央最低賃金審議会委員の方からも、厚生労働本省の方に対しても、再発防止に努めるようにと強く要望されたと聞いております。

反省すべき点は反省すべき点といたしまして、今後とも適切、そして正確な資料提供、ひいては円滑な審議会の運営というものに事務局として努めてまいりますので、お詫び方々、今後ともよろしくどうぞお願いをいたします。

さて、長野の最低賃金の改正審議につきましては、7月16日に中央最低賃金審議会のほうから、会長名で厚生労働大臣に対して答申がなされた改正目安、これを踏まえて、本日この後予定されております長野県最低賃金専門部会において、実質的な金額の審議をお願い申し上げるところです。各委員の皆様におかれましては、厳しい日程での御審議となり、大変な御苦勞をおかけしてしまふこととなりますが、円滑な審議会の運営に御理解と御協力を重ねてお願いしまして、私からの冒頭の御挨拶といたします。

本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。

浜賃金室長

ただいま局長コメントにもございましたが、本審議会事務局といたしまして、

細心の注意をもって円滑な審議会運営に努めてまいり所存でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これからの審議につきまして、倉崎会長、よろしくお願ひいたします。

倉崎会長

会長の倉崎でございます。よろしくお願ひいたします。

さて、前回の総会でも、今年度も昨年度同様新型コロナウイルスによる労使双方に与えた打撃について、それとどう向き合いながら最低賃金を決めていくか、これが重要な課題であるということを示し上げましたが、前回の総会から本日に至るまでに、中央最低賃金審議会の数字及びその考え方も示されたところであり、それについては大変な注目を集めたところでございます。

ただ、私の考えとしましては、我々がこれからなすべきことについては、今までとなんら変わらないと考えております。これも第1回で申し上げたかと思えますけれども、雇用契約における賃金というのは雇用契約の本質であり、労使双方の信頼関係の一つの形であると考えておりますので、労使において充実した意見の交換をしていただき、それを尽くした上で、労使双方にとってよりよい結論に至れるように、本審議会としても努めていくべきものだと考えております。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、これまでも当審議会においては労使双方の誠実な議論の中、労使双方にとって最善の道を選んできたとは認識しておりますけれども、先ほど述べたような課題がある中、より審議委員の皆さんには負荷をおかけすることになるかとは思いますが、単に数字を決めるということの意味があるのではなくて、そこに至る過程の中で労使がきちんと議論を尽くして、双方にとって受け入れられるような結果に導く、その部分が私は重要だと思っておりますので、そうした結論そのものももちろん重要ですが、結論に至る過程を大事にして、私は進めていきたいと思っておりますので、そうした進行に御理解をいただき、御協力をお願いしたいと考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題は、(1)運営問題小委員会委員長報告について、(2)特定最低賃金検討小委員会委員長報告について、(3)関係労使からの意見聴取について、(4)令和3年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達)、(5)その他を予定しております。

まず、本日の議事録署名人を指名いたしますが、労働者代表委員からは財津委員、使用者代表委員からは中村委員をお願いいたします。

さて、審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき、公開が原則とされているところであり、本日の公開により、率直な意見交換等に支障があるとは認められないので公開としております。

なお、事務局で、本日開催の14日前に公開の公示をしたところ、13件の傍

聴の申し込みがあり、抽選により、本日7名の方に傍聴していただいておりますことを御報告いたします。また、報道機関は2社が取材に見えております。

それでは、議題(1)「運営問題小委員会委員長報告について」に入ります。資料No.2に、会長宛て委員長報告の写しがありますので、事務局で読み上げをお願いいたします。

鈴木賃金指導官

<資料 2「令和3年度運営問題小委員会委員長報告」を朗読>

倉崎会長

ただいまの運営問題小委員会委員長報告について、何か御意見、御質問などはありますでしょうか。

<「なし」の声あり>

特に御意見がなければ、委員長報告に従い、令和3年度の審議会の運営を行うことといたします。

次に、議題2「特定最低賃金検討小委員会委員長報告について」に入ります。資料No.3に会長宛て委員長報告の写しがありますので、これも事務局で読み上げをお願いいたします。

鈴木賃金指導官

<資料 3「特定最低賃金検討小委員会における検討結果について」を朗読>

倉崎会長

ただ今の特定最低賃金検討小委員会委員長報告につきまして、何か御意見や御質問などはありますか

<「なし」の声あり>

特に御意見がなければ、各委員長報告のとおりということによろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

倉崎会長

それでは、委員長報告のとおりといたします。

次に、議題(3)「関係労使からの意見聴取について」に入ります。事務局から御説明をお願いします。

浜賃金室長

関係労使からの意見聴取につきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条第 1 項の規定により、6 月 28 日から 7 月 19 日までの間で公示を行いました。この間、意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

次に、第 1 回本審議会におきまして御承認いただきました実地視察に代わる関係労使からの意見聴取につきましては、今年度は、労使双方より 2 者ずつ選定させていただきました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、意見陳述は労使それぞれ 1 者ずつとさせていただき、もう 1 者ずつは書面による意見表明となります。

まず、書面による意見表明につきまして、労側、使側の順に事務局で読み上げさせていただきます。

労側は、全国一般長野地方労働組合、使側は、長野県タクシー協会から御提出をいただいております。その後、同じく労側、使側の順で、陳述人に意見陳述いただくこととしております。

本日は、労働者側の意見陳述人として、長野県 A・コープ労働組合書記長であります柳原一樹様、また、使用者側の意見陳述人として、長野県クリーニング生活衛生同業組合理事長であります玉本広人様にお越しいただいております。

意見陳述の時間につきましては、質疑を含めて、陳述人 1 人につき 10 分程度とお伝えしてはございます。また、資料 No. 4 から No. 7 が意見陳述内容の資料となっておりますので御覧ください。

事務局からは以上です。

倉崎会長

それでは、まず、書面による意見表明につきまして、労側、使側の順で、事務局で読み上げをお願いいたします。

鈴木賃金指導官

< 資料 4

「全国一般長野地方労働組合からの意見陳述書」

「一般社団法人長野県タクシー協会の意見陳述書」

を朗読 >

倉崎会長

それではこれから、意見陳述人の方から意見聴取の手続を始めたいと思います。

まず、労働者側としまして、長野県 A・コープ労働組合、柳原一樹様から、意見陳述をお願いいたします。

では、事務局で、意見陳述人の御案内をお願いいたします。

柳原書記長（長野県 A・コープ労働組合）

長野県 A・コープ労働組合の書記長をやっております柳原一樹と言います。本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、意見書を読ませていただきますが、お手元に資料があると思いますので、それに合わせながらお話をさせてもらいたいと思います。

当社の状況からお話しさせていただくと、1のところから書いてありますけれども、非常にパートの構成率が高い業種になっております。パートナーさんがいなければなかなか成り立たない、そういう企業になっております。また、中でも女性の比率がすごく高く、やはり先ほどからも話が出ていますけれども、シングルマザーの方もいらっしゃるし、共働きの方、そういう方に主に働いていただいております。

こういったところで最低賃金を見てみますと、もっと上げていってもいいのかなと、私の個人的な意見ですけれども、思っております。この言葉を使わないとお話ができないのですが、新型コロナというのが、やはりすごく影響が大きいです。業種的には、正直私どもスーパー業界はそんなに悪くありません。やはりいろいろな飲食店だとかそういったところが厳しい中でありましてけれども、巣ごもりという言葉がよく出てきていますけれども、そういったところでもかなり恩恵は受けております。

ただ、これがずっと続くのかということ、かなりクエスチョンマークが出るのではないかと。今はよくても、先何年のことを考えていかなければ、僕らの企業も、多分厳しいと思います。というのは、やはり人材というのはすごく大事だと。僕も、こういう仕事柄いろいろな店舗へ行って従業員と話をするところがあるのですが、やはり人材というのはすごく大事。困っておかなければ、行く何年か先にどうなるか本当に見えてこない。それをこんな僕ですら感じますので、一緒に働いている仲間たちも、それはひしひしと感じていると思います。

そういった中で、パートナーさんは家計を支えるために一緒に働いていただけていますけれども、家計の足しになかなかならないといった声も多く聞かれます。あとは親の介護、息子さんへの仕送り、そういったところでかなり家計が圧迫されているので、ここで働いているよという方がほぼほぼだと思えます。

仕送りや固定費、自分のうちで暮らす固定費もそうですが、年々物価もかなり上昇しております。今もレギュラーガソリンはかなり高くなっておりまして、僕らは食料品を販売していますけれども、先月は油も上がりましたし、卵もかなり上がっております。そういった中で食べていくにもどんどん物価が上がっているといった中で、今までの給料体系でやっていけるのか、そういったところを考える方もかなり多くなっていると思っております。

資料をほとんど使っていないで申し訳ありませんけれども、裏の「3 賃金について」ということで、表を作らせていただきました。こちらを見ていただ

いても、望まれる賃金額の方を見ていかなければいけないかと思っておりますし、やはりここに行くにしても、こういったところでしっかり声を上げていったほうが、すごく企業的にはやりやすいといったところです。

こういった状況で働いている方が多い中で、やはり僕らみたいな不特定多数の方と接する機会が多い業界でありますので、コロナの関係は、本当に皆さん気を使って、神経をとがらせながら日々働いております。

僕らの店舗も大型店と言われる店舗で、今はどこでもアルコールが入り口に置いてあるような状況になりましたけれども、あのアルコールを、大型店舗では1日10リットル使っています。お客さんも感染予防をされていますけれども、それ以上に僕ら従業員も感染予防をしなければ、僕らの店からコロナの方が出たというのは間違いなく風評として出てしまいますし、「あそこから出たんだよ」なんていううわさを聞くと、売上げも間違いなく落ちると思っておりますので、コロナの部分は、すごく肉体的にも精神的にもかなりストレスになりながら対策をしているところが、今後最低賃金を上げていただく中では重要視していただきたい部分ではあるのかなと思います。

あとは若年層、若い世代の方を取り込んだり、先ほどのとおり人材が必要だということでもありますけれども、そういったところで、確かに働く意欲があったり、こういったことをやってみたいというものがあって来られる方もいますけれども、やはり最後に出てくるところは賃金との関係、そこで離職される方も少なくありません。そういったところで、この部分を上げていただいて、そういった方もしっかり囲いながら、5年先、10年先、企業としてやっていけるのかということを見ていきたいなと、僕らも、労働者側からではありますけれども、思っております。

最後に要望として5に挙げさせていただきましたけれども、依然厳しい業界もありますし、私どもみたいに少し恩恵を受けている業界もありますけれども、先のことは本当に分かりません。どうなるかも分からないですし、いつ僕らも感染してしまうか分からない中で業務をしています。

先日店舗であった話ですが、レジを通り終わって、レジ前にサッカー台というお買い物をされたものを詰める台があるのですが、そこで高齢の方が、体調が悪くひざから落ちてしまい、こういう業界ですし、僕らも「大丈夫ですか」と手を出して、救急車を呼んで対応したのですが、コロナだったのです。僕らも分かりませんし、目の前で倒れている方に何もしないということではできませんから声をかけますが、その後、保健所のほうから、手を差し伸べた従業員、お客さんは濃厚接触者ということで、仕事は一時休業にしたりもしました。

こうやって、どこでどうなるか見えない中でやっていることですし、誰もが知らないことを今やっていますから、すごくみんな不安におびえながら仕事をしているのが現実です。

最近も4連休がありました。観光地はかなり観光客が入っていました。僕らの店も、前年対比では120%というすごく大きな数字が出ました。昨年が落ち

込んでいる分、かなり上向いています。ただ、やはりそれは東京のほうで観光客が我慢しきれないということで長野へ来られる。「私はもうワクチン2回打ったから大丈夫」という根も葉もない、科学的根拠もないことをぶら下げながら、堂々と観光地へ遊びに来る。そういった方を多数見てまいりました。

やはり、そういった中でコロナだけはどうしても越えなければいけないところではあるのですが、その部分を考慮してでも、賃金の部分は少しでも上げていただいて、労働者のやる気、あと不安の解消といったところで、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

まとまらない話で申し訳ありません。私からは以上になります。ありがとうございました。

倉崎会長

ありがとうございました。

では、今の件について、何か御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、ありがとうございました。

次に、使用者側としまして、長野県クリーニング生活衛生同業組合、玉本広人様から意見陳述をお願いいたします。

事務局で御案内をお願いいたします。

玉本理事長（長野県クリーニング生活衛生同業組合）

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました長野県クリーニング生活衛生同業組合の理事長の玉本と申します。本日はよろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料の一番最後のところにグラフがあると思うのですが、これをちょっと御覧になっていただきたいと思います。

今回のコロナ禍におきまして、我々洗濯業界は非常に苦しい状態になっています。そのグラフです。まず、左上の棒グラフがございまして、世帯当たりの洗濯代支出金額月次比較ということです。一応今年の5月までの資料になりますが、例えば、今年の5月を見ますと、一昨年と比べても2割ちょっとぐらい。また、全体的ですが、基本的に御家庭で洗濯代にかかる支出が2割から3割、確実に一昨年から見ると減っています。例えば、3月、4月を見ますと、去年の3月、4月と比べれば多少増えています。去年3月、4月のコロナ禍で大きく洗濯代支出が落ちました。これは、在宅ワークなどの伸展によりまして、ワイシャツやスーツを着る機会が少なくなったという、クリーニングの一番中心になるものがクリーニングに出てこなくなるという状況がありまして、去年の3月、4月は減っています。

今年は若干増えています。これは、実は衣替えの需要等も昨年より少し早く動き出しまして、それによって、売上げは去年に比べれば多少よい状態になっ



ていますが、一昨年、いわゆる通常に比べれば非常に落ちている。

その隣のグラフですが、これは過去 10 年ぐらいの洗濯代の推移ですが、徐々に下がってはいるのですが、一昨年から去年にかけて非常に大きな下がりを見せております。これも全てコロナの影響と考えています。

特に一般衣類のクリーニングにつきましてはこんな状況ですが、クリーニング業の中には、観光関連のホテルのシーツであるとかレストランのテーブルクロスであるとか、そういうものを扱っているところがあります。左下のグラフのリネンサプライの売上げですが、大きい月では例年の 3 割しかなく、7 割減、8 割減という状態。組合員の聴取では、去年 5 月においては 9 割減というところもございました。そのような状況の中で、何とか営業は維持しておりますが、非常に厳しい状況であることは、今年になっても全く変わっておりません。

組合員のアンケート、右下の円グラフがございまして。これは、2020 年度と 2019 年度の売上げを比較したものでございまして、ほとんどのところが 3 割から 5 割減という付近を行っております。中には 90% 減というようなところもございまして。これが現状のクリーニング業の状態でございます。

そのような中で、我々クリーニング業は、非常に国民の皆様の衛生的な生活環境維持に寄与する業種であると自負しておりますし、それに対して何とか営業努力を続けている状況ですけれども、一方で、廃業を検討しているという事業者も現在結構おります。現状におきましての最低賃金の引上げは、雇用の継続はおろか、事業の継続にも支障をきたす状況になるだろうと。また、それによって雇用の機会も多大なる損失を生むものであると思っております。

今、ワクチンの接種も始まりましたけれども、その有効性等にも様々な声もありますし、実際特効薬の開発はまだまだ待てないような状況でございます。観光業を中心に、非常に経営状況を圧迫しております。解雇や事業停止による雇用機会の喪失、これは使用者側にとっても望む状態ではございません。ですから、現状で最低賃金の改正に当たっては、現状維持という形を強く要望したいと思っております。

我々、例えばクリーニング業界で労働者の皆さんの働いていただく形というのが色々ございます。様々な方に働いていただいております。1 ページ目の賃金のところを見ていただくと、様々な作業がございまして、非熟練労働といたしますが、タオルを畳んだり、いわゆる単純労働に対しては最低賃金から 870 円ぐらいの金額になっております。また、受付等の多少の知識などが必要なものについては、高いところでは 950 円ぐらいをお支払いしているところもありますし、工場作業等、やはり熟練が必要であったり、危険が伴うというような作業の場合には 1,200 円ぐらいまで時給を払っているところもございまして。

このような中で、これは私の会社の例ですが、実はシングルマザーさんに、ずっと 4 年ぐらい働いていただいております。実はその方は、前の会社を 1 日で首になってしましまして、というのは、子供さんがまだ小さかったものから、勤めの初日から子供が熱を出してしましまして、今日休みますというような

ことで首になってしまった。うちで基本的には1日6時間ぐらい、簡単な労働の募集をしたのですが、休みを自由に取ってもいいかということだったので、うちは時間は自由に働けるような形で、納期を先様に対しては取るような形で、例えば今日休んでも明日やればいいという形の雇用形態をしておりました。ですから、例えば子供さんの具合が悪くなったら休んでいただいても結構だということで、その方は4年ぐらいお勤めになって、子供さんの手が離れたものですから、きちんと1日働けるところに移ったのですが、最低賃金がこうやって上がってきますと、そういう方たちの働く場がなくなってしまいます。我々は、これ以上の高い賃金でそういう方たちを雇うことはなかなか難しくなってきました。

先ほどのタオルを畳むという話もありましたが、例えば、タオルを畳むこと自体は機械でもできるのです。それを入れれば、今4人でやっている仕事を1人でできるので、その分実は賃金も安く済みます。でもそれをしてしまうと、その4人のうち3人の人は働く場所がなくなってしまうので、生産性向上のための支援策といって、生産が向上すればお金を出すという制度があるのですが、それを使ってやってもいいのですけれども、結局それをやることによって、労働者を解雇しなければいけなくなってしまいます。そういう矛盾が出てきてしまいます。私どものところでは、そんな形で生産性向上とか、IT化とかそういうことをすることによって人がいなくなってしまうことだけは回避したいと思って、そういう形でやっています。

実は、その賃金の限界も、今話題になっている1,000円というような額になってしまうと、確実に機械を入れたほうが安くなってしまいます。そうなってしまうと、私どものような零細企業の体力では、とてもそれをまかないきれないことにもなってしまいます。そのような様々な事情もございます。私、個人的には最低賃金の上昇自体は反対ではありません。徐々に徐々に上げていくことは必要だろうとは思っています。ただ、現状で、現状で上げるというのはあまりにも無謀ではないかと、このように考えています。

最低賃金の引上げによって、実際にその最低賃金で働いている方たちが実際どのくらいいるのかというのは、私どもちょっと分からないですけれども、本当に最低賃金で、逆に言えば働かされている人たちというのは、きっとかなり困っている方だろうと思います。多分それによって、会社とかで、もし最低賃金が上がることでその仕事がなくなったら本当に困る人たちだと思うのですね。

ですから、そういう意味で雇用の維持ということを中心に考えたときには、最低賃金の引上げは、少なくとも現時点では現状維持をお願いしたいと思っております。

今のところはそんな感じですよ。以上です。

倉崎会長

ありがとうございました。

ただいまの御意見について、何か御質問等ありましたらお願いをいたします。  
<特に質問等なし>

それでは、どうもありがとうございました。以上をもちまして、関係労使からの意見聴取を終わりといたします。

続いて、議題(4)の令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について に入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

浜賃金室長

資料 No.8 を御覧ください。令和3年7月16日付で、中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣宛てに、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について答申されたものでございます。答申の記の1～5が答申内容でありまして、別紙1として、目安に関する公益委員見解、別紙2として、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が添付されております。

これらの概要について説明させていただくことで、伝達とさせていただきます。

まず、答申の記の1では、「令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった」としてあり、記の2において、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする」とございまして、別紙1の目安に関する公益委員見解により、令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、AランクからDランクまで、28円の引上げ額とされたところでございます。

記の3において、地方最低賃金審議会において、上記公益委員見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

記の4で、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する」とされております。

記の5では、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する」とされたところでございます。

以上が答申でございまして、答申文の文中に引用されております別紙1の公

益委員見解及び別紙 2 の目安小委員会報告についての説明に入らせていただきます。

審議の流れとしては、公益委員見解を受けての目安小委員会報告となりますので、目安小委員会報告についての概要説明とさせていただきます。審議の経過につきましては、「1 はじめに」として、累次にわたり会議を開催し、目安額の定時の是非やその根拠等について、それぞれ審議な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところであるとあります。

大きな項目の「2 労働者側見解」「3 使用者側見解」にそれぞれの主張内容がまとめられております。「4 意見の不一致」として、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。このことから、「5 公益委員見解及びその取扱い」により、記の 1 及び 2 が示されたものでございます。この記の 2 の(1)において、公益委員見解をまとめるに当たり、からまでの要素を総合的に勘案して、検討が行われたこと。(2)において、生活保護水準と最低賃金の比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことを確認していること。(3)において、最低賃金引上げの影響については、平成 29 年全員協議会報告に基づき、引き続き影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要とまとめられているところでございます。

なお、目安小委員会及び本審におきまして、公益委員見解及び目安小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示することについて、使側から、反対の意見とともに、採択が求められ、採決により決したという経緯につきましても申し添えさせていただきます。

また、本日は、今回のこの答申に引用された資料、またこの地方最低賃金審議会において御活用いただけられる資料について、お手元に用意させていただいております。

資料 No.9 を開いていただければと思います。答申に引用された資料を抜粋いたしまして、枝番を 1～9 として例をお示しさせていただきます。なお、この中の枝番 1 と 2 は、令和 3 年度賃金改定状況調査結果の男女別及び一般・パート別の賃金上昇率を示す第 4 表でありまして、中賃に提示された修正版となっております。

資料 No.10 でございます。「地域別最低賃金の推移等に関する資料」として、枝番 1～7 まで、関連するものをお示ししてございまして、資料 No.11～15 までは、長野県の主要経済指標及び雇用情勢に係る本日時点での最新の資料ということで、No.14 の追加分も加えて配付させていただいております。

参考資料といたしまして、県内諸団体からの最低賃金に関する 3 件の声明等を添付させていただいてあり、また、先般開催されました経済財政諮問会議における最低賃金引上げに関する支援等についての資料等々を、追加の追加として配付させていただいております。

中賃等の意見の中でもございました各種支援策につきましては、当事務局のほうで各種支援策という形で表紙をつけて、一番最後のところに参考までに、

各種支援策として、現状把握できているものを添付させていただいております。審議会委員の皆様におかれましては、審議の参考としていただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいまの説明について、何か御質問などはございますか。

<特に質問なし>

それでは、地賃として、中賃の公益委員見解も十分に汲み入れながら、審議を尽くしてまいりたいと思います。

倉崎会長

次に第5の「その他」に入ります。

まず、労働者代表委員、何かございますか。特にないですか。

<特になし>

次に、使用者代表委員のほうで何かございますか。

<特になし>

それでは、念のため、今後の日程について事務局から御報告をお願いいたします。

浜賃金室長

特段現時点で日程の変更はないため、資料は配付しておりませんが、確認のため、口頭でお伝えいたします。

本日この後、予定では午後3時30分から、第1回県最低賃金専門部会を開催いたします。その後、8月2日の月曜日午前10時から第2回の県最低賃金専門部会、同じく8月4日水曜日午前10時から第3回の県最低賃金専門部会、予備日として、8月5日木曜日午前10時から第4回の専門部会を予定しております。8月5日木曜日午後3時から、第3回本審議会におきまして、長野県最低賃金の答申及び特定最低賃金改定決定の必要性の諮問等を予定しているところでございます。

その後でございますが、8月19日木曜日午前10時30分から第2回特定最低賃金検討小委員会、8月23日月曜日午前10時30分から第4回本審議会を開催予定としておりまして、8月23日の段階で、長野県最低賃金答申に対する異議申立ての審議、及び特定最低賃金改正決定の必要性の答申等を予定しております。

委員の皆様方には、お忙しいところ大変恐縮でございますが、御出席を賜りますようお願い申し上げます。なお、正式な開催通知は後日送付させていただきます。

きますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上です。

倉崎会長

ほかに何かございますでしょうか。

< 特になし >

ないようであれば、本日はこれで閉会といたします。

どうもお疲れさまでございました。

閉 会